第1 総則

(趣旨)

第1条 この心得は、蒲郡市が発注する物品の購入、製造若しくは売払い及び委託 業務(工事に伴う設計監理・調査測量等の委託を除く。)等(以下「物品購入等」 という。)に係る競争入札の参加者又は見積書提出者として認められた者(以下「入 札参加者等」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し)

- 第2条 入札参加者等は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届けなければならない。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
- 2 前項各号の一に該当した者に対して行った指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。
- 第3条 入札参加者等が次の各号の一に該当する者となった場合、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名を取り消すことがある。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正行為をした者
 - (2) 競争入札又は見積合せにおいて、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による 監督又は検査の実施に当たり、市職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (7) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 第4条 入札参加者等の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなさ

れない恐れがあると認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消すことがある。

第2 競争入札

(入札保証金)

- 第5条 入札参加者は、その者の見積もる金額(単価による入札にあっては、見積もる金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。
 - (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
 - (2) 指名通知等において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価格				
国債及び地方債	額面金額				
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額(発行価格が額面金				
市長が確実と認める社債	額又は登録金額と異なる時は発行価格)の				
	10分の8に相当する金額				
銀行又は市長が確実と認める金融	当該債権証書に記載された債権金額				
機関に対する定期預金債権					
銀行等が振りだし、又は支払保証を	券面金額				
した小切手					

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、市を披保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証 金の全部又は一部納付しないこととする場合は、当該入札保証保険契約に係る保 険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の納付)

- 第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により、納付しなければならない。
- 2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交

付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

- 第9条 入札参加者は、市から指示された仕様書、指定書等を検討のうえ、入札しなければならない。
- 2 仕様書、指定書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が 仕様書、指定書等の相互関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は 脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができ ない。
- 3 第1項の入札は、総額により行わなければならない。ただし、指名通知等において単価によるべきことを指示したときは、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

- 第11条 入札参加者は、入札書(別記1)に必要な事項を記載し、記名押印のう え、指名通知等において示した日時及び場所において市職員の指示により入札箱 に投入しなければならない。
- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当 該代理人をして入札前に委任状(別記2)を提出しなければならない。ただし、 あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。
- 3 郵便による入札は、認めない。

(入札の辞退)

- 第12条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退する ことができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(別記3)を市担当部局に直接持参し、 又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を

執行する者に直接提出して行う。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第14条 開札前において、天災地変、その他やむを得ない理由が生じたときは、 入札の執行を中止することがある。

(開相)

- 第15条 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて 行う。
- 2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

- 第16条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
 - (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
 - (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
 - (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札
 - (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (8) 記名押印のない入札
 - (9) 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
 - (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
 - (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - (12) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札 (落札者の決定)
- 第17条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格(物品の売払いの場合は、最高 の価格とする。)をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低価格の入札

者で、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる程度に入札 価格が少額の場合は、落札者としないことがある。

2 前項の場合において、製造の請負等の契約を締結しようとするとき、当該契約 の内容に適合した履行を確保するため必要があると認められ、あらかじめ最低制 限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上をも って入札をした者のうち最低価格をもって入札をした者とする。

(落札決定の保留)

第18条 入札に関し、不正行為が行われた疑いがあると認められるとき、その他 必要があると認められるときは、前条の規定により落札者となるべき者を落札者 に決定することを保留できる。

(再度入札)

- 第19条 開札の結果、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合、初度入札及び再度入札を合わせ、3回を限度とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 第16条第1号から同条第12号までに該当する入札
 - (2) 第17条第1項ただし書及び同条第2項の最低制限価格未満の入札
 - (3) 再度入札において、初度入札における最低価格以上の入札(物品の売払いの場合は、最低価格以上を最高価格以下とする。)

(再度入札の入札保証金)

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度入札に対する入 札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再 度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

- 第21条 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これ に代えて、当該入札事務に関係のない市職員に行わせることができる。

(入札結果の通知)

第22条 開札において、落札者があるときは、その者の商号又は名称及び落札金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知

らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、 その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

- 第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書を 作成し、記名押印のうえ、提出しなければならない。
- 2 落札者は、前項の規定にかかわらず、電子契約書(地方自治法第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)により契約を締結することができる。この場合において、落札者は、市が指定する電子契約サービスにアップロードした電子契約書に遅滞なく電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行わなければならない。
- 3 落札者が契約書を提出しないとき、又は電子契約書に電子署名を行わないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

- 第24条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知等において指示する。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、請書を作成する。 (契約の確定)
- 第25条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、市長が落札者とともに 契約書に記名押印したときに確定する。
- 2 電子契約書により締結する契約は、市長及び落札者の両者が電子契約書に電子 署名を行ったときに確定する。

(入札保証金等の返還)

- 第26条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下、本条において同じ。)は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付したとき(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は、当該担保の提供後)に還付する。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては、契約を締結したとき、又は請書を提出したときに入札保証金を還付する。
- 3 落札者以外の者が入札保証金の還付を受ける場合は、領収書等を出納員に提出すること。

(入札保証金に対する利息)

第27条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

(入札保証金の没収)

第28条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、落札者の納付に係る入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、市に帰属する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第29条 蒲郡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年蒲郡市条例第4号)の定めるところにより市議会の議決を要する契 約の場合は、市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

第3 見積書の提出

(基本的事項)

- 第30条 見積書提出者は、市から指示された仕様書、指定書等を検討のうえ、見 積書を提出しなければならない。
- 2 仕様書、指定書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が 仕様書、指定書等の相互関係により明白であるときは、契約の相手方となった者 は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請 求することができない。
- 3 第1項の見積金額は、総額により行うものとする。この場合、見積書には、見積提出者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、消費税及び地方消費税相当額を明記するものとする。ただし、見積書の提出依頼通知において単価によるべきことを指示したときは、その指示するところによる。
- 4 見積提出者は、見積書に必要な事項を記載し、提出期限までに提出しなければならない。

(見積書提出の辞退)

- 第31条 見積書提出者は、見積書提出期限まで、いつでも見積書の提出を辞退することができる。
- 2 見積書提出者は、見積書の提出を辞退するときは、その旨を主管課長に申し出なければならない。
- 3 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な

取扱いを受けるものではない。

(見積書の書換等の禁止)

第32条 見積書提出者は、その提出した見積書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

(見積書の無効)

- 第33条 次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。
 - (1) 見積書提出期限後に提出されたもの
 - (2) 見積金額が訂正してあるもの
 - (3) その他、主管課長が不適当と認めたもの (契約の相手方の決定)
- 第34条 予定価格の制限範囲内で、最低価格を見積もった者を契約の相手方とする。ただし、少額等で予定価格を設定しない場合は、提出された見積書のうち最低価格をもって見積もった者を契約の相手方とする。(物品の売払いの場合は、最低価格を最高価格とする。)
- 2 前項において、契約の相手方となるべき同一の価格の見積があったときは、同一価格の見積書に再度見積書の提出を求めることがある。ただし、再度の見積書の提出を求めることが困難なときは、くじにより契約の相手方を決定することがある。

(見積結果の通知)

第35条 契約の相手方が決定されたときは、直ちにその旨を見積書提出者に知らせるものとする。

(契約書の作成)

第36条 契約の相手方となった者は、その旨の知らせを受けたときは、速やかに 契約書を作成し、記名押印のうえ、提出しなければならない。

(契約書作成の省略)

- 第37条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ見積通知において指示をする。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、請書を作成する。 (契約の確定)
- 第38条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに確定する。ただし、蒲郡市議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の定めるところにより市議会の議決を要する契約の場合は、市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この心得は、令和2年9月10日から施行する。

附則

- 1 この心得は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この心得の施行の際、改正前の蒲郡市物品購入等に係る競争入札参加者及び 見積書提出者の心得の規定による別記1、別記2号及び別記3の用紙で、現に残 存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

この心得は、令和7年1月15日から施行する。

入 札 書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

入札者 所在地 商号又は名称 代表者氏名

印

下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
金									
額									

ただし、下記案件の請負金

(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

- 1 案件名
- 2 納入 (履行) 場所

※ 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」又は「¥」を記入すること。

委 任 状

受任者

を代理人と定め、下記案件

の入札に関する権限を委任します。

記

1 (※ 案件名を記入する。)

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

(署名又は記名押印)

入 札 辞 退 届

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

所在地 商号又は名称 代表者氏名

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 入札番号
- 2 案件名
- 3 納入(履行)場所
- 4 入札年月日
- 5 辞退理由